

福岡県国定公園の許可、届出等の取扱要領

目次

- 第1章 総則（第1）
- 第2章 許可（第2－第14）
- 第3章 届出（第15－第25）
- 第4章 報告（第26）
- 第5章 違反行為（第27－第29）
- 第6章 立入検査（第30）
- 第7章 書類の交付等（第31）

第1章 総則

（通則）

第1

国定公園に係る自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）、第21条第1項に規定する特別保護地区又は第33条第1項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出又は違反行為に対する措置等に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2章 許可

（許可申請書の様式）

第2

規則第10条第1項の規定による申請書は、様式第1によるものとする。

（許可申請内容の事前指導）

第3

許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意するものとする。

（許可申請書の審査等）

第4

- 1 申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として一月以内に、次に掲げる事項について審査し、処理するものとする。
 - (1) 公園計画との関係
 - (2) 行為地及び行為地周辺の状況
 - (3) 施行方法の適否
 - (4) 風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
 - (5) 許否に関する意見及び許可する場合の条件
 - (6) 他法令による処分の状況
 - (7) 土地所有者の諾否
 - (8) 関係市町村長の意見
 - (9) その他許否の判断に必要な事項
- 2 申請書に不備又は不足するものがある場合に行う補正の要求は、補正に要する相当の期間を定めて行うものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに行政手続法第7条の規定に沿って申請を拒否する処分を行うものとする。
- 3 申請書の提出があつた後、規則第10条第4項の規定により同条第3項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めた場合は、1の規定中「申請書」を「規則第10条第3項各号に掲げる事項を記載した書類」と読み替えて、1の規定を適用する。

(許可に関する審査基準)

第5

- 1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準及び同条第35項の規定に基づき知事が定める許可基準の特例によるものとする。
- 2 規則第11条に規定する許可基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日環自計第171号・環自国第448-1号環境庁自然保護局長通知)において定める細部解釈及び運用方法(3において「細部解釈等」という。)によるものとする。

- 3 細部解釈等は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、福岡県環境部自然環境課及び保健福祉環境事務所環境課又は地域環境課において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(申請の拒否又は不許可処分に当たっての理由の提示)

第6

許可申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。

(許可に際しての条件)

第7

法第32条の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、法第34条第1項の規定による中止命令等あるいは法第83条の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。

(各種行為の主従の判断)

第8

- 1 工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請の内容に、法第20条第3項各号及び第21条第3項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところにより、個別に申請を行わせ、個別に処分を行うものとする。
 - (1) 工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合水面の埋立及び工作物の新築
 - (2) 高さが13メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けてボーリングを行う場合 工作物の新築及び土石の採取
 - (3) 廃棄物の最終処分場のうち、遮水シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うこととする。
 - (4) (1)、(2)及び(3)に掲げるもののほか、主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為

- の範囲を超えると判断される場合にはそれぞれの行為
- 2 1の各号に掲げる場合に該当するときは、一方の申請書と他方の申請書と併せて提出し、一方の申請書の添付図面等中に、他方の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、他方の申請書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。
 - 3 特別保護地区内において、動物を放ち、木竹又は木竹以外の植物を植栽し、若しくは植物の種子をまく行為を法第21条第3項各号に掲げる他の行為とともに実施する場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、次の例のように、主たる行為を許可対象とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。
 - (1) 特別保護地区内で郷土種による緑化を行うことを目的として、植物の種子を採取する場合においては、緑化を行う場所及びその近隣において種子を採取する行為は、郷土種による緑化（植物の種子をまくこと）の関連行為として取り扱うこととする。

また、播種を行う場所から離れた特別保護地区内の場所において種子の採取を行う場合は、通常必要とされる行為の範囲を超えると判断され、別の行為として取り扱うこととする。
 - (2) 特別保護地区内において有害鳥獣を捕獲することを目的として、よく訓練された猟犬を放つ場合においては、有害鳥獣の捕獲（動物の捕獲）の関連行為として猟犬を放つことを取り扱うこととする。

(関連した諸行為の取扱い)

第9

地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

(特別地区と特別保護地区をまたがる行為の取扱い)

第10

許可申請に係る行為が、特別地域と特別保護地区にまたがる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、特別地域、特別保護地区ごとに申請を行わせるものとする。ただし、特別地域内の許可申請書を特別保護地区内の許可申請書と併せて提出し、特別保護地区内の許可申請書の添付図面等中に特別地域内の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、特

別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第 15 条の 3 第 3 項の規定により省略させることができる。

(許可後における内容の変更手続き)

第 11

規則第 10 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項の内容又は法第 32 条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、改めて申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては、許可申請書の備考欄に既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件その他必要な事項を記載させるものとする。

ただし、規則第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の内容の変更については、申請者が同一者である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

(特別地域の許可等を要しない催しの計画の様式)

第 12

規則第 12 条第 30 号の規定による地方公共団体が作成する催しの計画は、別記様式第 2 によるものとする。

(許可に当たり環境大臣との協議を要する行為の取扱い)

第 13

規則第 11 条の 3 及び第 12 条の 2 に定める環境大臣との協議を要する行為の取扱いについては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 工作物の「高さ」とは、地上に露出する部分の最後部と最低部との差（建築物にあつては建築基準法第 2 条第 3 号に規定する「建築設備」を含めて算定する。）をいうものとし、「水平投影面積」とは、当該工作物の占める空間の水平投影面積をいうものとする。

なお、道路にあつては、「高さ」は横断図の測点ごとの最高の法肩と最低の法尻の差のうち最大のものをいい、また、「水平投影面積」は路肩から路肩までの部分（側溝が接する場合はこれを含む。）を算定するものとする

また、太陽光発電施設にあつては、「高さ」及び「水平投影面積」は同一敷地内で行われ、物理的な連続性は有していないが、平面上の一様性を有するものと判断される複数の太陽光発電アレイ（設置列）及びパワーコンディショナー等関連設備をひとまとまりとして算定するものとする。

別添「工作物の高さおよび水平投影面積の測定例」も併せて参照するものとする。

- (2) 「住宅」とは、もっぱら日常生活の本拠地として利用するために設置される建築物（居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上である併用住宅を含む。）をいうものとするが、分譲又は貸付けを目的とした集合住宅、会社等の設置する従業員宿舎は「住宅」に含まないものとする。
- (3) 「仮工作物」とは、その構造が、容易に移転し、又は除却することができるもの（自力で移動することができない廃車等を単に地上において食堂等の施設として使用している場合を含む。）であつて、かつ、設置期間が3年を超えない工作物をいうものとする。
- なお、「許可を受けた行為に必要な工事用の仮工作物」の新築、改築又は増築は規則第12条第6号の規定により許可を要しない行為としているが、当該仮工作物とは直接工事に関わる工作物をいうものとし、資材を他の場所から搬入するための仮索道等はこれに含まないものとする。
- (4) 同一敷地内に数個の工作物をそれぞれ独立して設置する場合には、その行為が一括して申請された場合においても、個々の工作物がそれぞれ規則第11条の3第1号に定める規模を超えないものであれば、環境大臣との協議を要しない行為として取り扱う。
- (5) 「土石を採取すること」とは、温泉ボーリング、地質調査ボーリング等も含め、土石を採取して行為地外に持ち出す行為をいい、「土地の形状を変更すること」とは、行為後において行為地内における土石の総量が減少しない行為をいうものとする。
- なお、規則第12条第19号の規定により許可を要しないこととされている「土地の形状を変更するおそれのない範囲で土石を採取すること」とは、小石を拾う程度の行為をいうものとする。
- (6) 標識、案内板、広告塔、遭難慰霊碑、銅像等の工作物は「広告物その他これに類する物」として取り扱うものとする。

(国の機関が行う行為に対する準用)

第14

法第68条第1項の規定により国の機関が行う行為に係る協議を受けた場合には、第2章第2から第11までに定めるところに準じて取り扱うものとする。

第3章 届出

(特別地域等に関する届出書の様式)

第 15

規則第 15 条の 2 第 1 項の届出書は、様式第 3 によるものとする。

(特別地域等に関する届出の処理)

第 16

法第 20 条第 6 項から第 8 項まで又は第 21 条第 6 項若しくは第 7 項の規定による届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には届出者に補正させるものとする。

(普通地域内における行為の届出書の様式)

第 17

規則第 13 条の 17 第 1 項の届出書は、様式第 4 によるものとする。

(普通地域内における行為の届出内容の事前指導)

第 18

普通地域内における行為の届出に関し相談を受けたときは、届出に係る行為の内容及び届出書の内容が、法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法第 32 条から第 36 条までの規定に留意するものとする。

(普通地域内における行為の届出書の受理等)

第 19

1 普通地域内における行為の届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には届出者に補正させた上で、当該届出書を受領するものとする。

なお、この受領した日をもって法第 33 条第 3 項に規定する「届出があつた日」又は同条第 5 項に規定する「届出をした日」と取り扱うものとする。

2 届出書を受領したときは、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見
- (6) 他法令による処分の状況
- (7) 土地所有者の諾否

- (8) 関係市町村長の意見
- (9) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

(普通地域内における行為の措置命令等)

第 20

- 1 法第 33 条第 2 項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる必要性の判定に当たっては、自然公園法に基づく不利益処分に関する処分基準（2 において「処分基準」という。）によるものとする。
- 2 処分基準は、行政手続法第 12 条第 1 項に規定する処分基準として取り扱うこととし、同条第 2 項の規定により、福岡県環境部自然環境課及び保健福祉環境事務所環境課又は地域環境課において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。
- 3 法第 33 条第 2 項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行おうとする場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、同法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。
- 4 実地の調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するときその他届出を受理した日から 30 日以内に法第 33 条第 2 項の処分を行うことができない合理的な理由があるときは、同条第 4 項の規定に基づき同条第 2 項の規定による命令を行うことができる期間を延長することとし、その旨及び延長する理由を様式第 5 により届出者に通知するものとする。

(普通地域内における行為の届出に係る着手制限期間の短縮)

第 21

法第 33 条第 6 項の規定により、同条第 5 項に規定する着手制限期間を短縮しようとする場合は、様式第 6 により届出者に通知するものとする。

(普通地域内における各種行為の主従の判断)

第 22

普通地域内における各種行為の主従の判断については、第 8 の規定を準用する。

(普通地域の届出を要しない催しの計画の様式)

第 23

規則第 15 条第 16 号の規定により地方公共団体が作成する催しの計画は、様式第 2 によるものとする。（特別地域等と普通地域にまたがる行為の取扱

い)

第 24

- 1 普通地域内において届出を要する行為が特別地域又は特別保護地区内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内行為届出書を特別地域等内の許可申請書と併せて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第 15 条の 3 第 3 項の規定により省略させることができる。
- 2 普通地域内の行為に対して禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否かを、特別地域等内の行為の許可申請の審査と同時にを行う必要があると認めるときは、第 20 の 4 の規定の例により、法第 33 条第 2 項の規定による命令を行うことができる期間を延長するものとする。

(国の機関が行う行為に対する準用)

第 25

法第 68 条第 3 項の規定により国の機関が行う行為に係る通知があった場合の取扱いについては、第 3 章第 15 から第 19 まで及び第 22 の規定を準用する。

第 4 章 報告

(処理件数の報告)

第 26

保健福祉環境事務所長は、国定公園に係る法第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の規定による許可、第 20 条第 6 項から第 8 項、第 21 条第 6 項若しくは第 7 項又は第 33 条第 1 項の規定による届出の受領、第 33 条第 2 項又は第 34 条の規定による命令に関し、前年度分の処理件数を毎年 5 月 10 日までに環境部自然環境課長に報告するものとする。

第 5 章 違反行為

(違反行為の予防及び発見)

第 27

許可又は届出を要する行為に関しては、次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- (1) 関係市町村と連携して公園内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- (2) 公園の区域図及び公園計画図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるよう備えること。

- (3) 巡視を励行すること。
- (4) 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前又は着手制限期間の経過前に行為に着手しないよう指導すること。
- (5) 条件を付して許可された行為又は制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為については、当該条件又は制限若しくは措置命令の履行を監督すること。

(違反行為に対する措置)

第 28

許可又は届出を要する行為に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理については、指導等の記録に努めることとし、最終の処理は文書により行うものとする。

- (1) 違反行為の中止を勧告すること。
- (2) 違反行為に関する違反事実をできる限り正確に把握し、次に掲げる要件に該当するもの以外の違反行為である場合は、所要の措置を講ずるものとする。
 - イ 当該違反行為が、第 5 に規定する許可に関する審査基準に適合するものであって、法第 34 条第 1 項に基づく中止又は原状回復その他必要な措置を命じる必要がないと認められること。
 - ロ 当該違反行為が、行為者の故意により行われたものでないこと。
- (3) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条及び第 241 条の規定により告発の手続きをとること。なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。
- (4) 違反行為が外の法令の規定による違反行為にも該当するときは、速やかに当該法令に係る関係行政機関に連絡すること。
- (5) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。

(違反行為に対する中止命令等)

第 29

法第 34 条第 1 項の規定により中止又は原状回復等を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、同法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

なお、中止を命ずる場合で、公益上緊急に処分する必要がある等同法第 13 条第 2 項に該当する場合は、弁明の機会の付与の手続きを執らずに速やかに処分を行うものとする。

第 6 章 立入検査

(職員による立入検査等)

第 30

- 1 法第 35 条第 2 項の規定による立入り、検査又は調査を職員に行わせる必要があると認めるときは、様式第 7 により当該職員に対し、立入り、検査又は調査の実施を支持する指示書を交付するものとする。
- 2 当該職員は、立入り、検査又は調査を行う場合は、第 35 条第 3 項に規定する身分を示す証明書とともに 1 の指示書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第 7 章 書類の交付等

(不許可処分等に係る指令書の交付の取扱い)

第 31

次に掲げる許可申請の拒否、不許可、禁止、中止命令等の処分に係る指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名あて人に交付の上、捺印のなる受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

- (1) 法第 20 条第 3 項の規定による許可申請に対する拒否又は不許可の処分
- (2) 法第 21 条第 3 項の規定による許可申請に対する拒否又は不許可の処分
- (3) 法第 33 条第 2 項の規定による普通地域における行為の禁止、制限等の処分及び同条第 4 項の規定による同条第 3 項の期間延長の処分
- (4) 法第 34 条第 1 項の規定による中止又は原状回復等の処分

附 則

この取扱要領は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 30 年 7 月 9 日から施行する。